

# 第4 危険物行政

## 1 危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で、その性質ごとに消防法別表で第1類から第6類に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ、行政機関の許可を受けなければならないほか、施設の使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては、甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が自ら取扱うか、無資格者が甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて取扱う場合以外は、危険物の取扱いを行ってはならないほか、危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

## 2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

県内の危険物施設は、石油（ガソリン等）を中心とする第4類の危険物を貯蔵・取り扱うものがその大半を占めている。令和5年3月31日現在における危険物施設（完成検査済証交付施設）は、7,587件で、前年同期と比較し47件の減となった。

図1は危険物施設数の年別推移を表したものであり、表1は危険物規制対象施設を区分別に分類したものである。

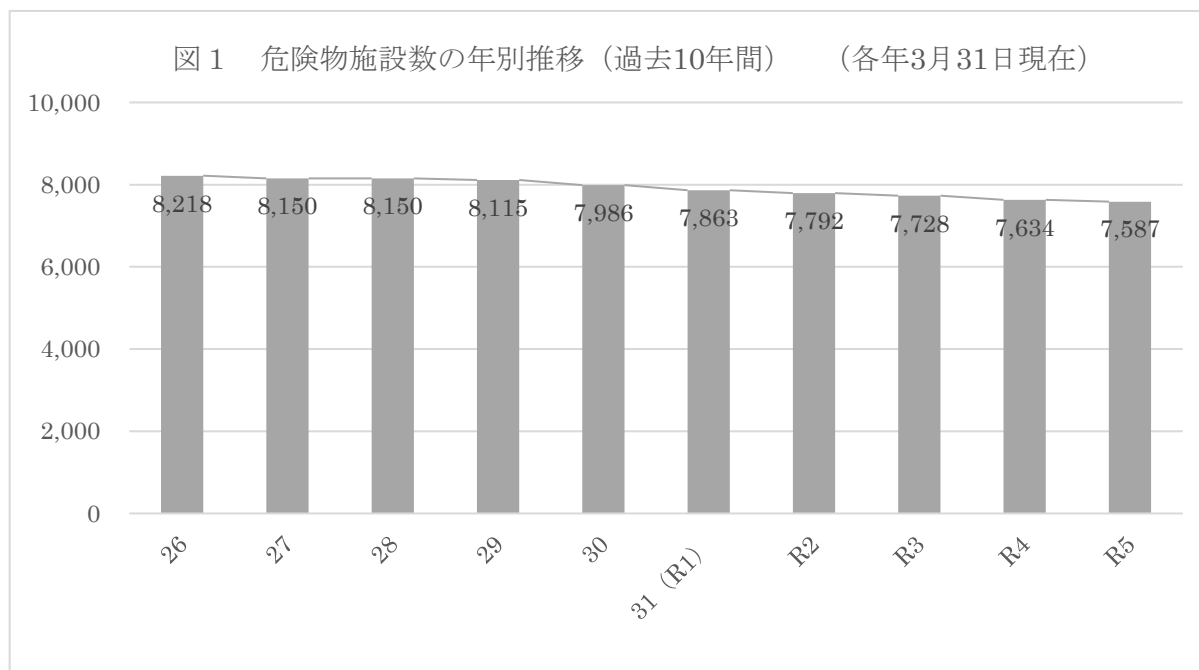


表1 宮城県内の危険物施設数（令和5年3月31日）

	計	製造所	貯蔵所								取扱所				
			小計	屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	小計	給油	販売	移送	一般
				貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所		貯蔵所	取扱所	取扱所	取扱所
許可施設数	7,587	29	5,409	832	818	139	1,570	12	1,909	129	2,149	1,089	11	13	1,036

### 3 危険物取扱者等の状況

危険物取扱者試験は、昭和34年4月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり、市町村長に代わり都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和58年12月に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和60年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表2 令和4年度危険物取扱者試験実施状況

区分	受験者数	合格者数	合格率(%)	
甲種	314	93	29.6	
乙種	第1類	169	125	74.0
	第2類	173	135	78.0
	第3類	221	170	76.9
	第4類	4,378	1,452	33.2
	第5類	210	162	77.1
	第6類	210	156	74.3
丙種	490	231	47.1	
合計	6,165	2,524	40.9	

#### (1) 危険物取扱者免状の交付状況

表3は危険物取扱者免状の交付状況を表したものである。

表3 令和4年度危険物取扱者免状交付状況

種類	計	甲種	乙種						丙種	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
新規	交付	2,800	110	138	147	192	1,629	180	166	238
書換	写真以外	30	・写真以外：氏名や本籍の書換 ・うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合							
	写真	2,969								
	(うち同時)	253								
再交付		188								

#### (2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない(消防法第13条の23)とされている。

このため、宮城県の委託を受けた社団法人（現：一般社団法人）宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施している。

表4 危険物取扱者保安講習受講状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者数	3,397	3,898	3,769	3,404	3,882	3,637
受講者数	3,324	3,835	3,723	3,363	3,851	3,587

## 4 自主保安体制の確立

危険物を取り扱う各事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する県民の意識の高揚及び啓発を推進するため、危険物安全週間（令和5年6月5日～11日）において、ポスターの掲示や広報パンフレットの配布、県広報誌や新聞による広報のほか、関係市町村及び消防機関に対し危険物関係事業所への査察等の要請を行った。